

群馬大学グローバル・ハタラクラスぐんまプロジェクト推進室設置要項

平成31.11. 9 制定

改正 令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 4. 4. 1 令和 5. 4. 1

(設 置)

第1 群馬大学（以下「本学」という。）に、本学が文部科学省の留学生就職促進教育プログラム認定制度の認定を受けた「グローバル・リーダーシップ・プログラム」（以下「プログラム」という。）を円滑に実施するため、群馬大学グローバル・ハタラクラスぐんまプロジェクト推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業 務)

第2 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プログラムにかかる企画・立案に関すること。
- (2) グローバル・ハタラクラスぐんまコンソーシアムに関すること。
- (3) プログラム参加学生の修了認定に関すること。
- (4) プログラムの予算管理及び執行に関すること。
- (5) その他プログラムを推進するために必要なこと。

(室 長)

第3 推進室に室長を置き、理事（教育・評価担当）をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(室 員)

第4 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から推薦された教員 各1人
- (2) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第5 推進室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第6 この要項に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成30年11月9日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初に指名される室員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず

ず，平成31年3月31日までとする。

附 則

この要項は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和5年4月1日から施行する。